

いじめ不登校重大事態に係る調査報告書 概要版

令和5年12月 那須町いじめ問題対策推進委員会

この報告書は、那須町立小学校で起きた不登校重大事態調査報告書の概要版である。内容については、被害児童保護者の意向に基づき、概要版として公表するものである。

1. 事案の概要について

(当事者について)

被害児童 小学低学年男子1名 (A) 加害児童 小学高学年男子1名 (B)

(事案について)

本事案は、Aが、Bから放課後児童クラブ（以下、学童保育）において、様々ないじめ（具体的行為は非公表とする）を受けたと心身の苦痛を訴え、6月から10月までの長期にわたって当該学校を欠席し、その後、町外へ転居し町外の小学校に転校した事案である。

2. 調査の概要について

那須町教育委員会は、当該学校からの報告やA及びAの保護者からの訴えを基に、令和5年9月21日に本事件を重大事態として捉え、本事件の調査を担当する6名の委員からなるいじめ問題対策推進委員会（以下、本委員会）を設置し、調査を積み重ねてきた。

(調査の経緯)

第1回委員会（令和5年9月21日）

第2回委員会（令和5年10月31日）

第3回委員会（令和5年11月28日）

(調査方法)

ア A及びA保護者からの被害内容等の聴き取り

イ A以外の被害を受けたとされる児童からの聴き取り

ウ Bへの加害内容等の聴き取り

エ Bのタブレットの画像及び動画の確認

3. 調査結果の概要について（いじめの具体的行為については非公表とする）

いじめと認定された行為は、基本的に放課後の学童保育施設におけるものである。さらに、これらの行為は、学童保育の職員の目が行き届いていない環境下で起きている行為であることを確認した。

Bへの聴き取りの結果からは、「遊びの中で、度が過ぎた。」との発言があった。仮に、Bにとっては遊びという認識であったとしても、Aは低学年であり、一方のBは高学年であり体格差等も考慮すれば、最初は楽しく遊んでいた時期もあったことも想像できるが、次第に怖さを感じ、遊びの誘いやいじめ行為の強要等を断れなかったとしても無理はない。

また、聴き取り内容の結果からいじめ行為の事実認定には至らなかった行為についても、ニュアンスは違えども同様の行為が行われていた可能性があることを付言する。いじめ行為が認められ、その後、Aが心身の苦痛を訴えて学校を欠席している状況であることから、それらを総合的、複合的に判断して、本事件ではいじめがあったと認定するものである。

4 当該学校及び那須町教育委員会の対応における問題点について

本委員会は、Aに対していじめと認定できる複数の事実を確認した。しかし、Aが「いじめ」と感じ苦しんでいたこれら複数の事実は、学童保育という学校施設外での行為であったことや、それまで学校でのいじめアンケートや教育相談等において、いじめに係る記載や困り感の表出がなかったこともあり、いじめの事実の認知の遅れに繋がったことは否めない。6月に実施された教育相談において、Aは、「学校は楽しい。Bとも鬼ごっこやかくれんぼをして遊んでいる。」と肯定的に答えていたため、当該学校としていじめの認知が難しかったと考えられる。

学校は、Aの保護者から警察署の介入について相談を受けるまで、Aに対するいじめの行為を知り得なかったこと、そして警察署が介入するという事実を受け、当該学校や一報を受けた那須町教育委員会も事実確認等を含めた初期対応について、警察署からの報告を待つことになったため対応の遅れにつながったと考える。

よって、本委員会は、事実を知り得た時点で速やかに対応することが難しかったことでAの精神的苦痛に寄り添うことができていなかったことにより、結果として長期不登校に至ったと結論づける。

ただし、学校としてAに対するオンライン授業の継続的な提供や定期的に家庭訪問を行い、A及びAの保護者との丁寧な関わりを継続的に行ったことによって、学校に登校することはほとんどできなかつたにせよ、学びの場の保障をできたことは一定の評価に値する。

5 学童保育の運営及び所管することも未来課における問題点について

本委員会は学童保育の運営をする保護者会及び所管することも未来課においても、いくつかの改善が必要と考える。

学童保育では、通所している児童の日頃の様子を日誌として記録しているが、その中で児童同士のトラブル等についての記載があり、その都度職員や保護者会での対応で解決としてきた。これらのトラブルについて、所管であることも未来課では把握しておらず、これらの積み重ねや学校との情報共有がされなかつたことも、重大事態へ繋がった要因の一つと考える。

また、職員と児童の関係については、日頃から温かい対応で児童に接し、子どもたちが自由に放課後の時間を過ごせるような環境であったと考える。半面、児童同士の関係性などの把握が足らなかつたことや職員の目が行き届かない環境下が多くあったことも本事案へ繋がった要因の一つと考える。

これらのことから、学童保育の運営について所管であることも未来課と保護者会、学童の職員及び学校との情報共有や連携が乏しかつたと考える。

ただし、当初、問題があると言われたトイレの改修（洋式化）や、死角を防止するための防犯カメラの設置、学童保育の運営面での課題改善に向けて外部コンサルタントの導入など、再発防止に向けた配慮や対応については一定の評価に値する。

6 今後のA及びBへの支援方法

(1) Aへの支援について

A及びその家族は転居し、他市の小学校へ転出した。今後は、直接的な支援を行うことは困難であるが、必要に応じて他市の教育委員会や転出先の学校との連携を図り、丁寧な引継ぎを行っていくことが重要である。

(2) Bへの支援について

Bの保護者には調査結果を報告するとともに、本案件に至った背景や原因を含め、いじめ行為の認定に至った説明とB本人が反省し、改めるべき行動について、説諭・指導・支援を行う。また、Aの苦しみや心の痛みに気付かせ、今後の生活の仕方や行動を保護者や関係機関及びスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職等と連携しながら、継続的に指導・支援を行っていくことが重要である。

7 今後のいじめ・不登校対策に向けて（再発防止策）

(1) 教育委員会において

- ア 各学校のいじめ防止基本方針の策定に関する指導・助言の強化
- イ 各学校のいじめ防止基本方針の運用に関する指導・助言の強化
- ウ いじめ重大事態発生時の教育委員会の支援体制の強化
- エ 教職員への研修の充実
- オ ネットトラブルを含む情報モラル教育・いじめの対策強化
- カ いじめ重大事態の認定と調査委員会の設置の在り方について

(2) 当該学校を含む各小中学校において

- ア 学校いじめ防止基本方針等の見直し
- イ 校内体制の整備及び学童保育を含む関係機関との連携の在り方
- ウ 相談体制の強化
- エ 児童生徒、学校職員、保護者を含めた、いじめを許さない風土づくりの醸成
- オ 道徳教育・人権教育の充実
- カ 児童・生徒指導部会の実施